

## 令和7年度えひめこどもの城広告ポスター取扱業者募集要項

### 1 趣旨

この要項は、県有資産の有効活用を図るほか、広告を表示する者（以下「広告主」という。）に優良な広告媒体を提供することにより、県の新たな財源確保又は歳出削減を行い、県民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与するとともに、広告主に地域貢献の機会を提供することを目的として実施するえひめこどもの城（以下「こどもの城」という。）への広告ポスターの掲示に係る広告取扱業者の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

### 2 広告ポスターを掲示する場所等

建物名	掲示場所		掲示スペース	面積(㎡)
あいあい児童館	1・2	1階エントランスホール 出入口両側	1.0m×0.8m×2 箇所	1.6
あいあい児童館	3・4・5・6	2階フリースペース パントリー上部	0.5m×0.8m×4 箇所	1.6
冒険ステーション	7・8	モノレール乗り場階段	0.8m×1.0m×2箇所	1.6
てっぺんとりで	9・10	ボブスレー乗り場上部	0.8m×1.0m×2 箇所	1.6
計	10 箇所			6.4

### 3 募集の内容等（契約に付する事項）

#### (1) 募集する広告取扱業者数

1 業者

#### (2) 応募に当たっての留意事項

##### ア 広告の方法

広告ポスターを上記2の掲示スペースに掲示することにより行います。

##### イ その他

(ア) 広告ポスターの掲示に際しては、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱及びえひめこどもの城に係る広告掲示取扱要領に従ってください。

(イ) 広告主及び掲示する広告ポスターの募集は、広告取扱業者が行うこととします。

(ウ) 掲示しようとする広告ポスターは、その内容等について掲示前に県の審査を受けなければ掲示することができません。また、県からの内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従ってください。

(エ) 広告ポスター作成に係る費用は、広告主又は広告取扱業者が負担してください。

(オ) 広告取扱業者は、広告ポスター掲示に当たって、こどもの城の施設の目的外使用の許可を受けるとともに、県と広告事業に関する契約を締結してください。

#### (3) 広告ポスター掲示期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

#### 4 競争見積参加手続き等

##### (1) 募集要項等の配付期間及び配付場所

###### ア 配布期間

令和7年2月12日(水)から2月26日(水)までの執務時間中(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)

###### イ 配布場所

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課(「10 問い合わせ先」参照)

###### ウ その他

募集要項等については、愛媛県のホームページから入手することもできます。

(ホームページアドレス：<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/100615.html>)

##### (2) 見積書提出期限及び提出先

ア 日 時：令和7年2月26日(水)午後5時まで

イ 提出先：愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

##### (3) 見積書提出等の条件

ア 競争見積参加者は、別紙様式による見積書を持参して提出してください。郵送あるいは電送による提出は受け付けません。

イ 競争見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしてください。ただし、見積金額の訂正はできません。

ウ 見積金額は、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を記載してください。

#### 5 競争見積参加者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札に参加させることができないとされていない者であること。

(2) 知事の審査を受け、広告代理業務を主たる業務として営業種目「23 企画・広告・イベント」について、令和5年度～令和7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者で、広告代理業務について3年以上の営業経験を有するものであること。(法人にあっては、当該業務を法人の目的としていることが、商業登記事項証明書により確認できること。)

(3) 見積書提出期限において、入札参加資格停止の期間中でない者であること。

#### 6 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積書を提出した者で、予定価格以上の最高の価格でもって申込みをした者を契約の相手方とします。

(2) 採用となるべき同価格の見積書を提出した者が2人以上あるときは、後日、県が指定する日時に当該見積書を提出した者にくじを引いていただき、契約の相手方を決定します。この場合において、当該日時に出席しない者は、契約の相手方となることを辞退したものとみなします。

(3) 県は、契約の相手方を決定したときは、速やかに、契約の相手方を決定したこと、契約の相手方の氏名及び住所並びに採用額を、契約の相手方とならなかった競争見積参加者に通知します。

(4) 県は、契約の相手方が、指定の期日までに契約を締結しないときは、採用の決定を取り消します。

#### 7 契約書の作成

(1) 契約の相手方となった者は、県の指示により、こどもの城の目的外使用の許可を受けるとともに、県と広告事業に関する契約(以下「本件契約」という。)を締結します。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 県が契約の相手方と契約書に記名押印しなければ、本件契約は確定しません。

## 8 契約条項

別添契約書（案）のとおりです。

## 9 その他

- (1) 競争見積参加者は、この募集要項、愛媛県広告事業実施要綱、愛媛県広告事業の実施に関する表示基準、愛媛県広告事業の実施に係る暴力団排除措置要綱、えひめこども未来局に係る広告掲示取扱要領等を遵守してください。
- (2) 本件に要する費用は、競争見積参加者の負担とします。
- (3) 提出された書類は返却しません。

## 10 問い合わせ先

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁第一別館5階

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局子育て支援課

子ども健全育成グループ

電話 089-912-2448

FAX 089-912-2409

E-mail [kosodate@pref.ehime.lg.jp](mailto:kosodate@pref.ehime.lg.jp)